

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町三箇字大久保三七七五番 五地先から同市北中曾根字川妻八〇五 番四地先まで	供用開始の区間
令和二年十二月二十五日	供用開始の期日
令和二年十二月二十五日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十六号で告示 した道路予定区域の供用開始である。 延長 二七・五メートル	備考